

令和4年12月会議
第30回綾瀬市農業委員会総会議事録

(閲覧用)

綾瀬市農業委員会

開催年月日 令和4年12月27日(火)

開催の場所 全員協議会室

出席委員

議席番号 2番 比留川 スミ江	議席番号 9番 鈴木 洋一
議席番号 3番 笠間保一	議席番号 10番 栗原 良晴
議席番号 4番 細谷則子	議席番号 11番 橘川利一
議席番号 6番 多田平雄	議席番号 13番 新倉賢一
議席番号 8番 比留川 晴雄	議席番号 14番 古塩貞夫

欠席委員

議席番号 1番 森山謙治	議席番号 7番 山崎弘子
議席番号 5番 見上智	議席番号 12番 加藤栄三

出席推進委員

第1地区担当 高橋重雄 第3地区担当 志澤輝彦

欠席推進委員

第2地区担当 内藤昭宏

傍聴人 0名

提出した議案

議案第39号 非農地証明願事案

議案第40号 農用地利用集積計画決定事案

議案第41号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案

議案第42号 引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案

議案第43号 農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積

の設定について

議案第44号 綾瀬市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の改正について

報告第12号 専決処分について

議決事件及賛否の数 別紙記載のとおり

議事の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

採決の要領 綾瀬市農業委員会会議規則による

事務局職員出席者

事務局長	浦山 豊
次長	青山 清
総括副主幹	田中 誠
主事	鈴木 孝治
主事補	小林 優

9時30分 開会

○議長（古塩 貞夫君）皆さん、おはようございます。いよいよ年末になりましたですね、寒さも一層厳しくなってきました。体調に留意して、年末年始乗り切っていきたいと思います。

ただ今より第30回綾瀬市農業委員会総会を開会いたします。本日、1番 森山委員、5番 見上委員、7番 山崎委員、12番 加藤委員、内藤推進委員におかれましては、所用のため、欠席の報告をいただいております。したがいまして、現在の委員数は10名、推進委員は2名でございます。定足数であります在任委員の過半数に達しておりますのでご報告いたします。

次に3、議事録署名委員の指名をいたします。議事録署名委員につきましては、申し合わせによりまして私から指名をいたします。本日は、2番 比留川スミ江委員、3番 笠間委員のご両名にお願い申し上げます。

次に4、会務の報告をいたします。事務局より報告を願います。

○事務局（田中総括副主幹） それでは、皆様のお手元に配布してございます諸般の状況報告及び今後の予定事件名の一覧をご覧いただきたいと存じます。

既に実施しております11月29日から本日までにつきましては、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。今後の予定について申し上げます。

1月4日 年頭挨拶、市長室、議長室におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。

18日 審議案件現地調査、市内一円におきまして、第2班の委員が出席される予定でございます。

18日 第31回農業委員会 総会議案打合せ、農業委員会事務局におきまして、会長、職務代理が出席される予定でございます。

25日 第31回農業委員会 総会、議会棟全員協議会室におきまして、委員全員が出席される予定でございます。

続きまして、会議の集計でございます。

総会議案書の3ページをご覧ください。

当日総会分を申し上げます。

非農地証明 1件 723平方メートル、農用地利用集積計画決定3件 5,533平方メートル、引き続き農業経営を行っている旨の証明 1件 6,324平方メートル、引き続き特定貸付け

を行っている旨の証明 1 件 290 平方メートル、法第 4 条届出 2 件 481 平方メートル、法第 5 条届出 4 件 701.13 平方メートル、合計 12 件 14,052.13 平方メートルでございます。なお、右側の欄に今年の案件累計を記載してございますので、後ほどお目通しをいただきたいと存じます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の報告が終わりました。

ただ今より、5 の議事日程に入ります。

本日の議事日程につきましては、非農地証明願事案をはじめ、総会議案書のとおりです。慎重かつ厳正なるご審議をいただきますよう、よろしくお願ひいたします。また、会議の進行に当たりましても、特段のご協力を賜りますよう、併せてお願ひいたします。

それでは、日程第 1 号、議案第 39 号、非農地証明願事案、整理番号 1 番を議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 4 ページ、5 ページをご覧ください。議案第 39 号、非農地証明願事案、整理番号 1 番でございます。神奈川県では、農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針を定めており、現況が農地ではなく、農地法違反の是正指導を受けておらず、かつ復原が困難と認められる農地については、各農業委員会の判断により、農地法の対象から除外する「非農地」とすることができます。本件はその証明願いがあったものでございます。現況は進入路及び駐車場、非農地理由は昭和 27 年の農地法施行当時から農地として利用された経過がないためでございます。申請地は申請人が幼少の頃から、自生した竹林により山林の様相を呈しており、耕作されていた経過はございません。その後、申請人が相続後、昭和 58 年に山林を切開き、進入路及び駐車場として利用を開始したものでございます。事務局にて近隣農家へ聞き取りを行った結果、申請人の申立てと整合してございました。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域・農用地外でございます。場所につきましては、5 ページの案内図をご参照願います。なお、配布をさせていただいている別添の資料 1 に現況写真を掲載してございますので併せてご参照願います。申請地は畠として耕作されていた経過がなく、30 年以上駐車場となっております。また、農地に復元することが困難な状態であります。従いまして、神奈川県で定めております農地法の適用を受けない土地にかかる運用指針に適合してございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）整理番号 1 番の現地調査を報告します。本件について 12 月 19 日午

前9時より、第1班、森山委員、比留川スミ江委員、私のほか、内藤推進委員、事務局2名、合わせて6名で現地調査をいたしました。本日の審議案件につきましては全て同日、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告をいたします。

事務局が説明したとおり、現地は進入路についてはコンクリート敷き、駐車場については砂利敷きになっていました。今回の事案につきましては、従来から進入路及び駐車場として使用されており、農地として利用された経過は無く、農地への復元も難しいと認められます。したがいまして農地法の許可違反に当たらないと考えられます。以上のことから、農業経営は困難と考えられますので、第1班としましては、非農地証明書の発行に問題はないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。9番 鈴木委員

○9番（鈴木 洋一君）本件につきまして、私も現地を確認してまいりましたが、ただいま第1班の代表の方がご説明されたとおりです。以前進入路として使用されておりまして、農地としての利用は困難と思われましたので、非農地証明の発行は問題ないものと思います。皆さんのご審議よろしくお願いします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。非農地証明願事案、整理番号1番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決しました。

次に、日程第2号、議案第40号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号78番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書6ページ、7ページをご覧ください。

議案第40号、農用地利用集積計画決定事案、整理番号78番でございます。申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。使用借人の耕作面積21,305平方メートル、申請地は [REDACTED] 外1筆、地目畠、地積合計1,278m²でございます。

利用権の種類は使用貸借権、利用権の設定期間は令和5年1月1日から令和7年12月31

日までの3年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は令和5年で、新規でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、7ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営を行っておらず、引き続き貸し付けを行いたいとの意向でございます。一方の使用借人の状況でございますが、年齢は■歳、耕作面積の21,305方メートルは、自作の畑3,963平方メートル、海老名市におきまして自作の田2,973平方メートル、自作の畑2,432平方メートル、利用集積による畠5,991平方メートル、藤沢市におきまして利用集積による畠5,946平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。

農機具は、トラクター3台、防除機等の農機具を保有しております、農業従事者は、本人1名、従事日数は350日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第2号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第1班の代表の委員より報告を願います。 3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）現地の状況は耕運状態で、適正に管理されていました。使用借人は、意欲的に農業経営に取り組んでおられ、第1班としましては今回の利用集積は問題ないと判断いたしました。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件の担当委員は内藤推進委員でございますが、本日は所要のため欠席されております。事前に書面にて補足する事項等の報告をいただいておりますので、事務局より代読願います。

○事務局（鈴木主事）それでは代読させていただきます。本件につきまして地元委員として報告いたします。現地を確認しましたところ、整理番号78番につきまして、現地の状況は1班の代表の委員さんが述べられた通り、耕運状態で農地として問題なく管理されておりました。特に問題ないことから、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号78番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 79 番についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 8 ページ、9 ページをご覧ください。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 79 番でございます。申請人である賃貸人及び賃借人は記載のとおりでございます。賃借人の耕作面積 20,483 平方メートル、申請地は [REDACTED]

[REDACTED] 外 3 筆、地目畠、地積合計 3,465 平方メートルでございます。利用権の種類は、賃貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、平成 29 年、通算 3 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地でございます。場所につきましては、9 ページの案内図をご参照願います。

賃貸人は 20 日間農業従事しておりますが、所有する農地の 9 割弱を貸し付けており、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の賃借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 20,483 平方メートルは自作の畠 6,633 平方メートル、利用集積による畠 13,850 平方メートルで、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機、トラクター 2 台、防除機等を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 350 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）現地の状況は、ブロックリー、が作付されており、収穫中であります。農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 1 班としましては、利用集積の継続に問題はないものと判断いたします。皆様の御審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告をいただきました。本件の担当委員は内藤推進委員でございますが、本日は所要のため欠席されております。前件と同じように、事前に書面にて補足する事項等の報告をいただいておりますので、事務局より代読願います。

○事務局（鈴木主事）それでは代読させていただきます。本件につきまして地元委員とし

て報告いたします。現地を確認しましたところ、整理番号 79 番につきまして、現地の状況は 1 班の代表の委員さんが述べられた通りブロックコードが作付されておりまして、農地として管理されておりました。特に問題ないことから、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号 79 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、同じく、農用地利用集積計画決定事案、整理番号 80 番についてを議題といたします。
事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 10 ページ、11 ページをご覧ください。
農用地利用集積計画決定事案、整理番号 80 番でございます。

申請人である使用貸人及び使用借人は記載のとおりでございます。

使用借人の耕作面積 1,546 平方メートル、申請地は [REDACTED] 地目畠、地積 790 平方メートルでございます。利用権の種類は、使用貸借権、利用権の設定期間は、令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日までの 3 年間です。利用目的は露地野菜、設定初年は、令和 2 年、通算 2 回目でございます。都市計画区域等につきましては、市街化調整区域、農用地外でございます。場所につきましては、11 ページの案内図をご参照願います。

使用貸人は農業経営をおこなっておらず、引き続き貸し付けを行いたいとのことでございます。

一方の使用借人の状況でございますが、年齢は [REDACTED] 歳、耕作面積の 1,546 平方メートルは全て利用集積による畠で、管理する農地に遊休農地はございません。農機具は、耕運機 2 台、トラクター、防除機を保有しております。農業従事者は、本人 1 名、従事日数は 300 日です。以上により、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項第 2 号に規定する要件を満たしております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認しているだいている第1班の代表の委員より報告を願います。3番 笠間委員

○3番（笠間 保一君）現地の状況は、一部、玉葱が作付されており、そのほかは耕運状態で適正に管理されていました。第1班としましては、今回の利用集積の継続に問題はないものと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について事前に現地を確認しているだいている農地利用最適化推進委員の意見について、本件の担当委員は内藤推進委員でございますが、本日は所要のため欠席されております。事前に書面にて補足する事項等の報告をいただいておりますので、事務局より代読願います。

○事務局（鈴木主事）それでは代読させていただきます。本件につきまして地元委員として報告いたします。現地を確認しましたところ、整理番号80番につきまして現地の状況は1班の代表の委員さんが述べられた通り玉葱が作付されており、その他のところは耕運状態で、農地として問題なく管理されておりました。特に問題ないことから、農用地利用集積計画決定は妥当であると考えます。皆さんのご審議よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。農用地利用集積計画決定事案、整理番号80番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は申請のとおり可決されました。

次に、日程第3号、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号21番及び日程第4号、議案第42号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号2番につきましては、■■■■■が、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に当たるため、本件審議の間、しばらく御退席を願います。

（■■■■■退席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、■■■■■が退席されました。現在の委員数は9名、推進委員2名です。それでは日程第3号、議案第41号、引き続き農業経営を行っている旨

の証明願事案、整理番号 21 番についてを議題とします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹） 総会議案書 12 ページから 14 ページをご覧ください。

議案第 41 号、引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 21 番でございます。申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED] 外 4 筆、登記地目水路及び畠、現況地目畠、地積合計 6,324 平方メートルでございます。

内容といたしまして、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地に係る、農業経営を引き続き行っている旨の証明でございます。引き続き農業経営を行っている期間は、令和元年 11 月 26 日から令和 4 年 12 月 27 日まででございます。

相続開始年月日は、平成 31 年 3 月 20 日で、今回が 2 回目の証明願いでございます。

場所につきましては、13 ページ、14 ページの案内図をご参照願います。

申請人は、年齢は [REDACTED] 歳、耕運機、トラクター、防除機の農機具を保有しており、農業従事者は、本人及び妻の計 2 名、従事日数は 320 日です。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君） 事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君） 申請地は [REDACTED] 外 4 筆、合計 6,324 平米です。

13 ページの畠には一部人参が作付され、保存用のサトイモが埋めてあり、一部は耕運状態で、ほかは周辺の住宅に、土ほこりが立たないよう下草を生やしております。14 ページの畠は耕運状態でしたので、農地として適正に維持管理されていると認められましたので、第 1 班としましては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 比留川 晴雄委員

○8 番（比留川 晴雄君） 整理番号 21 番、本件につきまして地元委員として発言します。

12 月 17 日、現地の確認を行い申請人に面会してまいりました。現地は今、第 1 班の代表の方から報告がありました通り農地として管理されていました。

申請者は、現在農業委員をされており、後継者もおられ、農業を継続するということでし た。地元委員としては、引き続き農業経営を行っている旨の証明の発行に問題ないと判 断しました。以上です。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君） ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご 発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き農業経営を行っている旨の証明願事案、整理番号 21 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決しました。

次に、日程第 4 号、議案第 42 号、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号 2 番についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 16 ページ、17 ページをご覧ください。

議案第 42 号、引き続き特定貸付を行っている旨の証明願事案、整理番号 2 番でございます。

申請人は記載のとおりでございます。申請地は [REDACTED]、登記地目田、現況地目畠、地積 290 平方メートルでございます。内容といたしましては、租税特別措置法第 70 条の 6、第 1 項の規定の適用を受けている農地について、同法 70 条の 6 の 2 第 1 項の規定の適用を受ける特定貸付けを引き続き行っている旨の証明願いでございます。引き続き特定貸付けを行っている期間は、令和元年 11 月 26 日から令和 4 年 12 月 27 日まででございます。相続開始年月日は、平成 31 年 3 月 20 日で、2 回目の証明願いでございます。申請地は市街化調整区域・農用地でございまして、農用地利用集積計画決定事案で可決され、利用権の設定を行った農地でございます。場所につきましては、17 ページの案内図をご参照願います。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。それでは、事前に現地を確認している第 1 班の代表の委員より報告を願います。3 番 笠間委員

○3 番（笠間 保一君）申請地は、[REDACTED] の畠 290 平米です。

利用集積により、申請人が貸付けている農地です。耕運状態で、サツマイモの作付残渣が残っていましたが、適正に管理されており第一班としましては、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明に問題ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。本件について、地域の担当委員として補足する事項等がありましたらご発言願います。8 番 比留川 晴雄委員

○8 番（比留川 晴雄君）整理番号 2 番、本件につきまして地元委員として発言します。こちらも 12 月 17 日に現地の確認を行いました。現地は 1 班の代表の方が報告されたとおり、

農地として管理されておりました。地元委員としては、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明の発行に問題ないと判断いたしました。以上です。皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願事案、整理番号 2 番について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本件は願い出のとおり、証明することに決しました。

（[REDACTED] 入室、着席）

○議長（古塩 貞夫君）ただ今、退席されていました、[REDACTED] が着席されました。現在の委員数は、委員 10 名、推進委員 2 名です。

次に、日程第 5 号、議案第 43 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積に代わるべき別段の面積についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書 18 ページをご覧ください。議案第 43 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する面積に代わるべき別段の面積の設定についてでございます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号規定する面積、いわゆる下限面積、効率的かつ安定的に継続して農業経営を行うため、取得者の農業経営面積が一定規模以上となるよう定めているものです。下限面積要件につきましては、耕作面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されることから、許可後に耕作面積が一定以上にならないと許可はできないとするもので、地域の実情に応じ、農地法の規定により農業委員会で別段の面積を定めることができることとなっております。

別段の面積の設定につきましては、別途お配りしている資料 2 にてお示ししてございますが、農地法施行規則第 17 条第 1 項の規定により、定めようとしている面積より小さい面積で當農する農業者が区域全体の農業者の概ね 4 割を下回らないように算定することになっております。今回の施行日につきましては令和 5 年 1 月 1 日、適用を受ける地区は綾瀬市全域でございます。

農業委員会では、平成 22 年 12 月 22 日付けの農林水産省改正通達により、毎年、別段の面

積の設定または修正の必要について審議することとなっておりますことから、今年度におきましても全体の4割を下回らない面積を算出したところ、前年度と比較して大きな増減がありませんでしたので、現行の20aのまま変更のない内容となっております。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。

農地法第3条第2項第5号に規定する面積に代わるべき別段の面積の設定について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、日程第6号、議案第44号、綾瀬市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の改正についてを議題といたします。事務局より説明を願います。

○事務局（田中総括副主幹）総会議案書20ページをご覧ください。議案第44号、綾瀬市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の改正についてでございます。

改正の内容につきましては、30ページの新旧対照表のとおりでございます。附則として、令和5年1月1日から施行することとしております。

提出日は本日。提出者は農業委員会会长 古塩貞夫。提案理由としましては、令和3年度の機構改革に伴い農業振興課及び農業委員会事務局の課としての統合により委員改選に伴う要綱の公募方法の統一、文言整理のため所要の改正をいたしたく提案するものでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局の説明が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。10番 栗原委員

○10番（栗原 良晴君）改正することに、何ていうんでしょう、書面の作り方の問題かもしけませんけど、提案理由のところに、何々が変わったので、何々を改正します。改正の理由は何々ですかというふうに、ちょっとこう、要点を入れていただくとわかりやすいなということと、せっかく解説が新旧の対象表を作っていたらんであれば、改正の現行と備考欄かなんかに、変更のポイントか何か書いていただくとわかりやすいかなと思います。

○議長（古塩 貞夫君）事務局どうですか。 11番 橋川委員

○11番（橋川 利一君）今と同じ意見なんですが、新旧対照表があります。その上に、改正理由と主な改正点というのを入れれば、皆さんのが理解しやすいのかなという、今後ね。

○議長（古塩 貞夫君）事務局

○事務局長（浦山事務局長）今、お二人の委員さんから指摘いただきましてありがとうございます。今回ですね、改正に至りました理由といたしましては、口頭での説明で大変申し訳なかったんですが、令和3年度以降機構改革で、農業振興課、農業委員会事務局という二つの課がございました。それぞれの課が定めておりました、農業委員の選定の方法であったり、またその推進委員の選定の規定という文書が、少し言葉の違いであったり、解釈の違いが生じるようなものでありますので、それを今回同じ課になりましたので、そういうところから、同じものに文言等を整備し、同じ定めることは同じような言い回しに変えさせたというところが背景にございます。その上で今回新旧対照表ですね、文言の修正というところが、ただ細かくございましたので下線で示させていただいております。

大きく、表現として変えさせていただいたのは周知の方法の部分でございまして、これが今農業推進員ですが農業委員さんの方ではですね、もとより、広報紙、ホームページ、チラシ、市の掲示場というような文言と、今回農業委員会で認める方式という5つの方式、その部分を、もともと農業委員さんの方にありました。推進委員さんの方は、市の掲示場の掲示と、農業委員会で定める4番5番の、表示が、方法の記載がございませんでしたので、周知方法につきまして、農業委員と推進委員のやり方と同じにするといったところが、1番大きな目的でございます。その他につきましては表現の部分の違いがございましたので、整理させていただいてございます。

それとあわせてもう1点だけお伝えしますと30ページ、ここの1番課題でございますが、推薦及び募集の規定でございます。元々が市内の地区からの推薦というふうな規定でございましたが、ここにつきましては、市内の農業者からの推薦と言ったところが、正式でございますので実態に合わせまして、規定の内容を整理させていただいてございます。

また今後につきましては、今ご指摘ありましたように、改善理由の背景、また解釈報告するように、資料づくりというところは心がけていきたいというふうに考えてございます。よろしくお願ひします。

○議長（古塩 貞夫君）ただいま意見がありました。お二人の委員からの意見の、今後ですね、参考にして直していくようです。ということでございます。よろしいでしょうか。

○議長（古塩 貞夫君）他に、意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これより採決いたします。綾瀬市農地利用最適化推進委員の選任に関する要綱の改正について、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

○議長（古塩 貞夫君）ありがとうございます。挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり決定されました。

次に、日程第7号、報告第12号、専決処分についてを議題といたします。事務局長より報告を願います。

○事務局長（浦山事務局長）それでは議案書の34ページをご覧ください。

1の「転用届出に係る事務処理」でございます。本件につきましては、綾瀬市農業委員会事務局の設置、組織等に関する規程第8条第1項第1号により、事務局長において専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定によりご報告いたします。

はじめに、農地法第4条第1項第8号の規定による届出、整理番号13番、14番の2件でございます。転用の内容は、整理番号13番は共同住宅への転用で、地積342平方メートルでございます。14番は駐車場の転用で、地積139平方メートルでございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。

続きまして、35ページの農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。整理番号27番から30番の4件でございます。転用の内容は、整理番号27番、28番につきましては、住宅敷地への転用で、地積合計544m²でございます。29番、30番につきましては、工事用敷地への転用で、地積合計157.13m²でございます。専決処分に付した日付けは、記載のとおりでございます。以上でございます。

○議長（古塩 貞夫君）事務局長の報告が終わりました。この件について意見等がありましたらご発言をお願いいたします。意見等はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古塩 貞夫君）意見なしと認めます。これをもちまして、報告第12号、専決処分についてを終わります。

以上をもちまして、本日の議事日程のすべてを終了しました。これをもちまして、第30回綾瀬市農業委員会総会を閉会といたします。ご苦労様でした。

10時12分 閉会

綾瀬市農業委員会會議規則第19条第1項の規定によりここに署名する

綾瀬市農業委員会議長

古庭 重夫



綾瀬市農業委員会委員

比翁(ひやう) 久三江



綾瀬市農業委員会委員

笠間 保一

